

広島県の建設工事に係る 入札・契約制度の概要

令和8年6月

目 次

ページ

I 公共工事の入札・契約制度に係る法体系	3
II 広島県建設産業ビジョン2021の概要	4
III 契約の方式（地方自治法）	5
IV 広島県の建設工事の入札・契約手続の概要について	
1 建設工事入札参加資格認定の流れ（令和7・8年度資格認定）.....	6
2 入札方式別フロー図.....	7
3 入札方式（請負対象設計金額別）.....	8
4 一般競争入札への参加資格要件.....	9
5 特定建設工事共同企業体（特定JV）制度.....	10
6 予定価格の公表.....	10
7 入札ボンド制度.....	10
8 低入札価格調査制度.....	11
9 ダンピング防止のための契約後モニタリング.....	14
10 建設工事に係る総合評価落札方式.....	16
11 指名除外措置.....	19
12 談合情報対応.....	19
13 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度.....	19
14 苦情処理手続.....	20
15 再苦情処理.....	20

I 公共工事の入札・契約制度に係る法体系

地方自治法

対象：地方公共団体

入札・契約の基本的な手続を規定

建設業法

対象：建設業者、国、地方公共団体
目的：建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

建設業の許可基準、建設業者としての責務等を規定

《建設業者としての責務等》

- ① 建設工事の担い手の育成・確保
- ② 適正な施工体制確保の徹底

入札談合等関与行為防止法

対象：国、地方公共団体
目的：入札談合等の防止

発注機関の職員の入札談合等関与行為の防止を規定

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

対象：国、地方公共団体、特殊法人等
目的：公共工事の入札契約の適正化

公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

《基本的・具体的な措置》

- ① ダンピング対策の強化
- ② 契約の適正な履行を確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律

対象：国、地方公共団体、特殊法人等
目的：公共工事の品質確保の促進

公共工事の品質確保のための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

《品確法の基本理念》

- ① 現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保
- ② 中長期的な担い手の育成・確保
- ③ ダンピング防止

広島県建設産業ビジョン2021

目指す姿

「将来にわたって、社会資本の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、その重要な担い手である建設事業者について、技術力・競争力向上が図られつつ、安定的かつ持続的に確保・育成されている状態」

取組の概要

目指す姿の実現に向け、次の4つの分野において、「新・担い手3法」も踏まえ、本県の現状・課題に即した取組を定めた。

分野1「確かな競争力を発揮する建設産業」 技術力・競争力を高めるための環境整備が必要。

【成果目標】

- ・ 工事成績評定点（土木一式）の平均点
現状値：77.9点（H28～R2平均）目標値：80点（R7）
- ・ 工事の平準化率
平準化率（4～6月期工事平均稼働件数）/（年度工事平均稼働件数）
現状値：0.78（R元）目標値：0.90（R7）

分野2「担い手確保と働き方改革」 若者に選ばれる建設産業であることが必要。

【成果目標】

- ・ 県発注工事における配置技術者の平均年齢
現状値：49.6歳（H28～R2平均）目標値：50歳（R3～7平均） ※（参考値）前5か年（H23～27平均）：47.6歳
- ・ 週休2日対象工事の発注件数
現状値：10件/年（R2）
目標値：全ての工事（R7，受注者希望型含む）

分野3「建設産業の生産性向上」 新たな技術を活用した生産性の向上が必要。

【成果目標】

- ・ 主要な土木構造物におけるCIM業務の活用割合
現状値：10件/年（R2）目標値：100%（R7）
- ・ ICT活用工事（土工）の発注件数
現状値：9件/年（R2）目標値：土工500m3以上の全ての工事（R7，受注者希望型含む）

分野4「災害時に力を発揮する建設産業」 災害時の対応力の充実・強化が必要。

【成果目標】

- ・ 県、市町及び事業者団体（測量・建設コンサルタント含む）による災害協定を締結（R7）

計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

取組内容

【共通方針】 地域の実情に応じたきめ細かな取組

分野1 確かな競争力を発揮する建設産業

取組方針	主な取組項目	
1 技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格事後公表の拡大 ・ 品質確保に向けた取組 ・ 多様な入札契約方式の活用 ・ 優良建設工事の表彰制度の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格事後公表を拡大し建設事業者の適切な見直しによる競争を確保 ・ 総合評価落札方式における適用基準・評価項目等の改善 ・ 工事の内容・規模に応じた総合評価落札方式や詳細設計付施工方式等、多様な入札契約方式の適切な選択 ・ 技術力の高い建設事業者への適切な評価
2 透明性の高い市場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札の適切な運用 ・ ダンピング対策の強化 ・ 不正行為の排除の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意・指名競争入札の適用拡大 ・ 低入札価格調査制度の適正な運用 ・ 指名除外基準の運用改善
3 計画的に受注できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な工期設定と施工時期の平準化 ・ 公共工事の発注見通しの計画的な公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な工期設定、施工時期の平準化 ・ 発注見通しの計画的な公表、発注者間の連携促進

分野2 担い手確保と働き方改革

取組方針	主な取組項目	
4 労働環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週休2日制の完全実施 ・ 社会保険未加入の解消 ・ デジタル技術の積極的な活用 ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算基準の見直しや発注者指定型の対象拡大 ・ 様々な段階での社会保険未加入対策の実施 ・ i-Constructionの推進による幅広い人材の確保 ・ 安全及び健康に関する意識の向上
5 担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手の入職促進 ・ 中堅世代の定着促進 ・ 多様な担い手確保に向けた取組の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生向け魅力発信・就職支援 ・ 中山間地域等の技術者向けセミナーの実施 ・ 女性活躍推進支援
6 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性・課題に対応した発注体制の構築 ・ 地域維持業務の実施体制の構築 ・ 建設キャリアアップシステムの活用 ・ 技能・技術力向上に向けた支援 ・ 継続教育（CPD）の取組推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域維持型Vの拡大等地域の実情に応じた入札契約方式の拡充 ・ 中山間地域を中心とした地域維持業務の複数年契約の拡大等 ・ 入札契約制度等の整備による活用促進 ・ 施工能力の評価による技能労働者の育成促進 ・ 入札参加資格審査における適切な評価

分野3 建設産業の生産性向上

取組方針	主な取組項目	
7 広島デジフラ構想に基づく建設産業構造の高度化・効率化（i-Constructionの推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・設計段階の高度化・効率化 ・ 施工段階の高度化・効率化 ・ 維持管理段階の高度化・効率化 ・ 普及拡大に向けた市町との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ALB等による3次元レーザー測量、BIM/CIMの活用 ・ 3次元データによる施工管理・検査の省力化 ・ ドローン等を活用した効率的な維持管理 ・ デジタル技術の活用促進に向けた連携
8 新技術・新工法の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな施工技術等の導入 ・ 長寿命化技術活用制度の活用・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工の効率化に向けた新技術の活用促進 ・ 長寿命化技術活用制度の活用拡大

分野4 災害時に力を発揮する建設産業

取組方針	主な取組項目	
9 災害対応力の強化と仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定を活用した迅速な応急対応 ・ 発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保 ・ 緊急時の適切な入札契約方式の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定の充実 ・ 災害復旧工事に尽力した建設事業者に対する適切な評価 ・ 状況に応じた適切な入札契約方式の活用

Ⅲ 契約の方式（地方自治法）

《契約締結方法の原則（自治法 234 条第 1 項、第 2 項）》

● 一般競争入札

調達案件毎に予め資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、参加希望者の中から資格要件を満たす者の全員で入札を行う方法

種 類	メリット	デメリット
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範な参加機会の確保 ・ 業者選定過程の透明化・公正化 ・ 競争性・経済性の高まり ・ 発注者の恣意性の排除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適・不誠実業者の排除が困難 ・ 過当競争、ダンピングによる質の低下 ・ 入札参加資格審査等の事務量の増加

《本県における運用》

運 用：個別の契約の性質又は目的により競争を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認められる場合には、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等などの加重的な参加資格（自治法施行令第 167 条の 5 の 2）を設定して入札を実施

● 指名競争入札

発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を行う方法

《自治法施行令で定める要件（施行令 167 条）》

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- ② 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

種 類	メリット	デメリット
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工能力など工事特性に合わせた能力を有する業者を選定できる。 ・ 不良不適格業者を事前に排除できる。 ・ 入札参加審査等の事務量の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恣意的な運用の恐れ ・ 指名行為による競争性の低下と談合誘発の可能性 ・ 入札参加機会が制限される。

《本県における運用》

運 用：発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を実施

● 随意契約

競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法

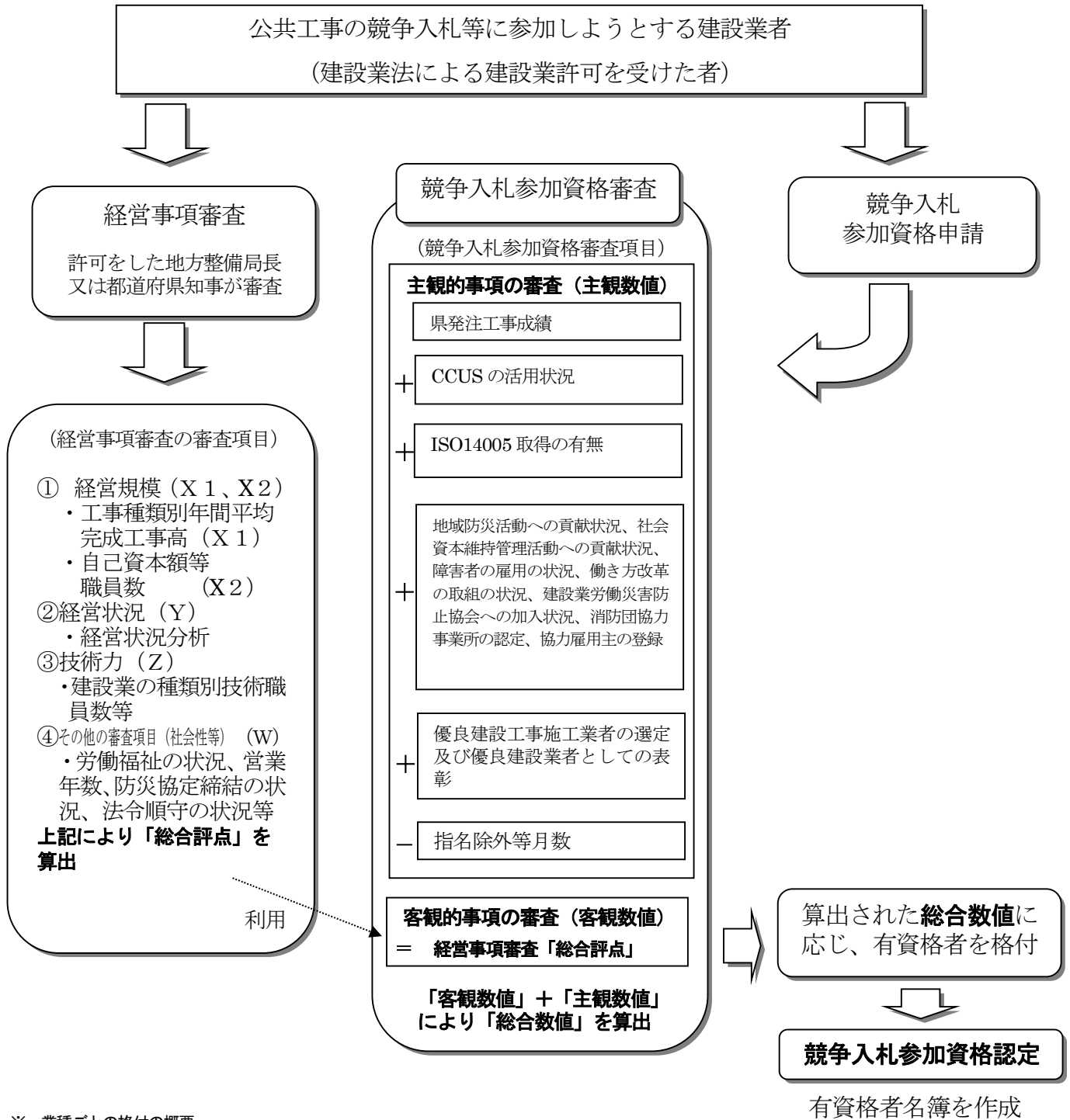
《自治法施行令で定める主な要件（施行令 167 条の 2）》

- ① 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ② 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ③ 競争入札に付した結果、入札者がいないとき。
- ④ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- ⑤ 一定金額以下の少額契約を締結するとき。 ⇨
- ⑥ 落札者が契約を締結しないとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。

契約の種類	都道府県・指定都市	市町村（指定都市を除く。）
工事・製造請負	400万円	200万円

IV 広島県の建設工事の入札・契約手続の概要について

1 建設工事入札参加資格認定の流れ（令和7・8年度資格認定）



※ 業種ごとの格付の概要

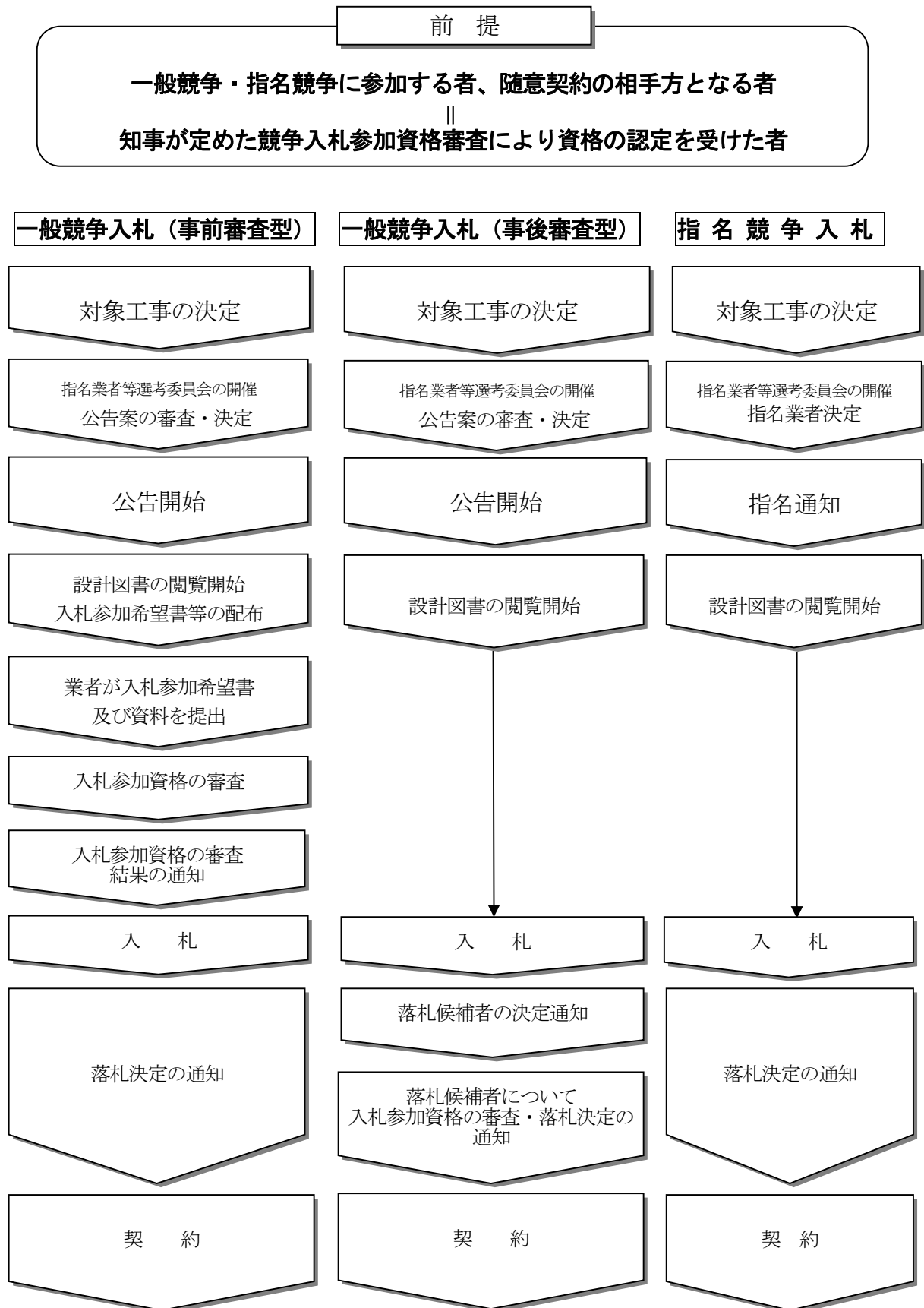
《土木一式の格付》

格付	A	B	C	D
総合数値	1,355 以上	920 以上	670 以上	670 未満

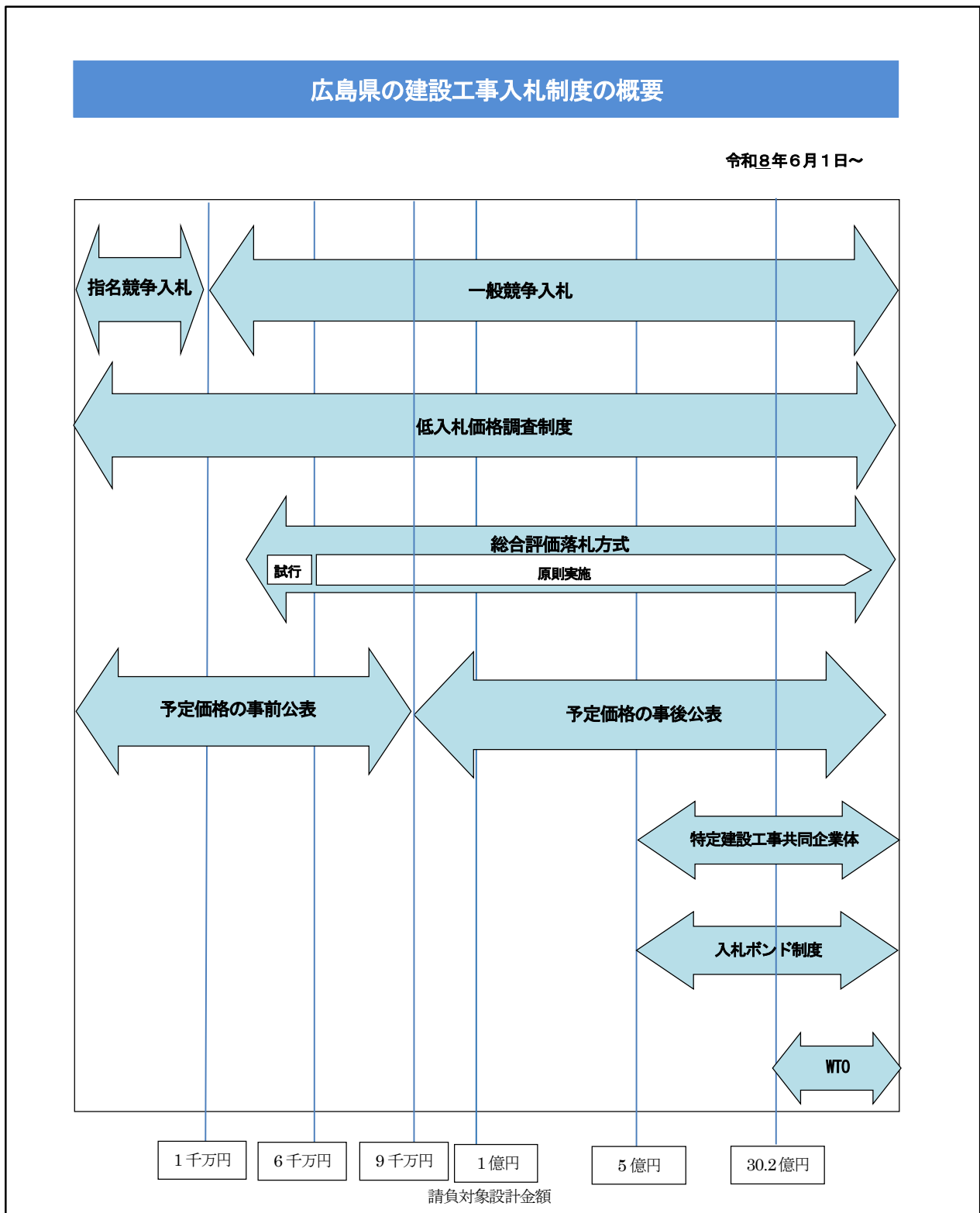
《「土木一式」以外の業種の格付》

- ： 建築一式、とび・土工・コンクリート、解体、法面処理、舗装造園、電気、管鋼構造物、塗装、水道 の11業種 ⇒ 【4段階に格付】
- ： しゅんせつ、機械器具設置、電気通信 の3業種 ⇒ 【3段階に格付】

2 入札方式別フロー図



3 入札方式（請負対象設計金額別）



※1 一般競争入札（事前審査型）におけるWTO政府調達協定対象工事については、請負対象設計金額が30億2,000万円以上（令和8年4月～令和10年3月）の建設工事が対象となる。

4 一般競争入札への参加資格要件

一般競争入札（事前審査型）では、入札前に参加希望者全員に対して参加資格要件の確認を行うが、一般競争入札（事後審査型）は、開札後に落札候補者に対してのみ参加資格要件の確認を行う。

※ 参加資格要件は、入札案件ごとに異なるので各入札公告により確認すること。

(1) 県の建設工事入札参加資格者名簿における格付等級

当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）別表第4に定めるものであること。

選定要綱別表第4（抜粋）《土木一式工事の場合》

請負対象設計金額	格付け	
2億3,000万円以上	A	
1億2,000万円以上2億3,000万円未満	A(県内)	
6,000万円以上1億2,000万円未満	A(県内)	B
2,300万円以上6,000万円未満	B	C
1,000万円以上2,300万円未満	C	
1,000万円未満	C	D

(2) 年間平均完成工事高

当該工事の業種に係る年間平均完成工事高（(1)資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。）が、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）以上（予定価格が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）である工事においては予定価格の1/2以上）であること（一般競争入札（総合評価落札方式）、指名競争入札、随意契約の場合を除く）。

(3) 特定建設業許可の要否

建設業法施工令第2条に定める金額以上を下請け契約する場合は、当該工事の業種について建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(4) 営業所の所在地（※工事の種類又は性質等によって定めることができる。）

当該工事の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること。

(5) 同種工事の元請施工実績（※工事の種類又は性質等によって定めることができる。）

ア 当該工事と同様の種類及び規模の工事（原則として当該発注工事の規模の80%以上の工事とする。）の元請施工実績（原則として直近10年から15年以内のものとし、かつ、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上の場合のものとする。）を有すること。

イ 広島県内の公共工事において、当該工事と同一の業種の元請施工実績を有すること。

(6) 配置技術者に係る要件（※工事の種類又は性質等によって定めることができる。）

当該工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を配置（専任配置を条件とすることができる。）できること。

(7) その他

- ・ 県の指名除外・下請制限・契約制限等
- ・ 建設業法の規定による営業停止処分
- ・ 会社更生法に基づく更生手続等の状況
- ・ 民事再生法に基づく再生手続等の状況
- ・ 当該工事に係る設計業務の受託者等との資本・人的関係
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定への該当 など

5 特定建設工事共同企業体（特定JV）制度

県工事は、単体企業への発注を原則とすべきものであり、特定建設工事共同企業体の活用は、工事の種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に限り行う。

特定建設工事共同企業体への発注に付すべき工事は、次のとおり、大規模かつ技術的難度の高い施設の工事で、知事が指定した工事とする。

（対象工事）

- ・ 1件の請負対象設計金額がおおむね5億円以上（維持管理の場合はおおむね3億円以上）の橋梁、トンネル、ダム、港湾、下水道等の土木構造物
- ・ 1件の請負対象設計金額がおおむね5億円以上（維持管理の場合はおおむね3億円以上）の建築物又は設備
- ・ 工事の性格等に照らして、共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要があると認められる工事
- ・ 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事

構成員・組合せ表

請負対象設計金額	構成員数	組合せ
おおむね 3億円以上10億円未満 ----- おおむね10億円以上20億円未満	2者	AA又はAB
おおむね20億円以上30億円未満 ----- おおむね30億円以上50億円未満	3者	AAA又はAAB ----- AAA

（注）おおむね50億円以上の工事については、4者以上にすることができる。

なお、平成29年6月から、意欲のあるB業者に地域の大規模工事への挑戦機会を提供するため、発注工事の内容や地域の実情を踏まえて、予定価格1億円以上5億円未満の知事が特に認めた軽易な土木工事一式について、単体A業者と格付けB業者同士の特定JVによる混合入札が可能な制度を、限定的に実施している。

6 予定価格の公表

県が発注する建設工事の入札において、予定価格を次のとおり公表する。

時期	対象工事		公表理由	公表方法	
	業種	請負対象設計金額			
事後	全ての業種	9,000万円以上	大規模工事における適正な見積り及び競争を促進する。	広島県HPの調達情報（契約締結後） ※5億円以上は広島県議会の議決後に公表	
事前	全ての業種	9,000万円未満	入札の透明性の向上	一般競争	広島県HPの調達情報（入札公告）
				指名競争	広島県HPの調達情報（入札情報）、指名通知書、入札等一覧表

7 入札ボンド制度

過度な入札参加の抑制により、質の高い競争環境を整備するため、金融機関が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能を活用する。

(1) 対象

請負対象設計金額5億円以上の建設工事

(2) 入札ボンドの種類

- ・ 現金
- ・ 現金に代わる担保となる有価証券（利付国債に限る。）
- ・ 保険会社の入札保証保険
- ・ 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- ・ 金融機関の入札保証

※ 現金、有価証券及び金融機関の入札保証については、落札決定時等に入札者へ還付

(3) 保証を求める割合

入札金額（税込）の100分の5以上

請負対象設計金額は税込です

8 低入札価格調査制度

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。(自治法施行令第167条の10第1項)

(1) 対象工事

全ての建設工事

(2) 調査基準価格の設定

ア 広島県土木工事標準積算基準書などにに基づき積算する工事(全国標準モデル適用)

予定価格の75%~92%の範囲で次に掲げる額の合計

- (ア) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(小数点以下は切り捨てる。)
- (イ) 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額(小数点以下は切り捨てる。)
- (ウ) 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額(小数点以下は切り捨てる。)
- (エ) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額(小数点以下は切り捨てる。)

イ アを除く工事

予定価格の概ね90%

《予定価格の概ね90%とは》

予定価格算定の基礎となった額に100分の90を乗じ、100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り上げた額

(3) 適正な履行確保の基準

低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならない。

ア 数値的判断基準

入札書に記載した価格が工事費総額で失格とする基準価格(総額失格基準価格)以上であること。

《総額失格基準価格の設定》

- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者以上の場合は、入札参加者の入札価格が正規分布となると仮定し、有効な入札価格の平均値から標準偏差を減じた額とする。
- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者未満の場合は、有効な入札価格の平均の額の90%に相当する額とする。

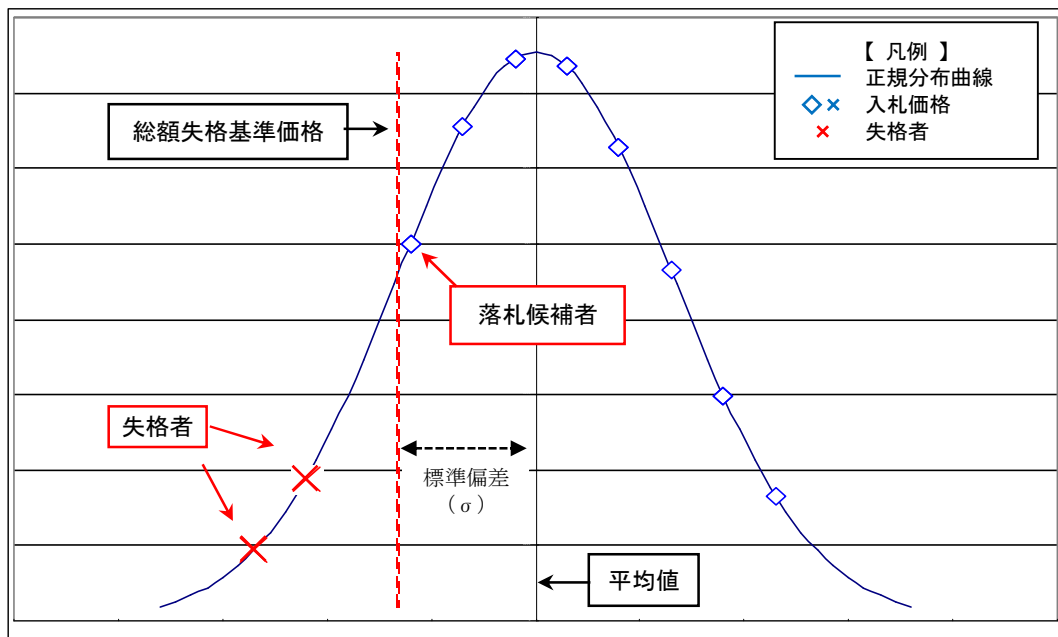
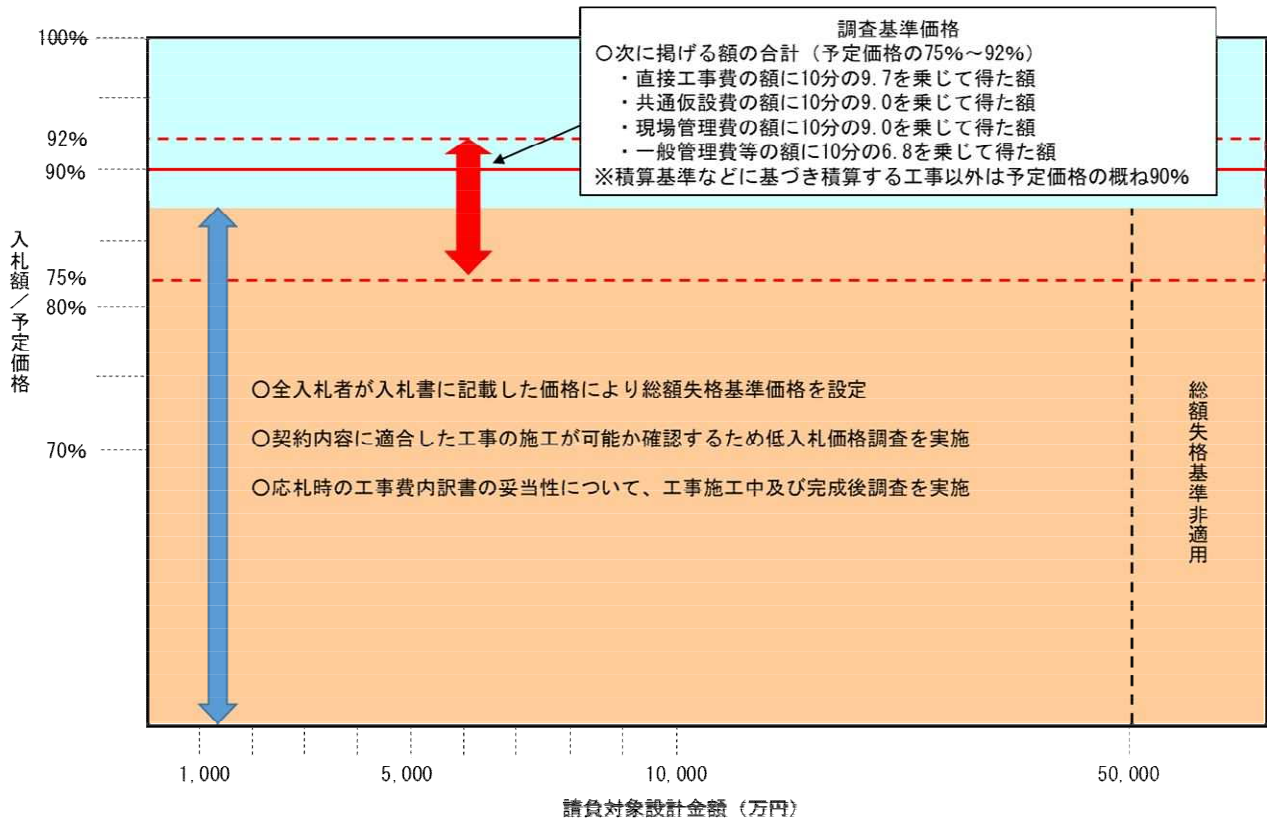
イ 基本的判断基準

- ・ 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- ・ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ・ 工事の手抜き、下請け(予定者)へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に県が引渡しを受けた県発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事がないこと。
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外(措置日を基準日とする。)を受けていないこと。

ただし、低価格入札により受注した県発注工事に関してなされたものに限る。

- ・ 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条各項各号に規定する措置及び追加措置の履行が予定されていることが確認できること。

低入札価格調査制度のイメージ図



入札価格による総額失格基準価格設定の概念図（総合評価落札方式を適用しない場合）

【正規分布曲線】

$$f(x) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma^2}} \exp\left[-\frac{(x-\mu)^2}{2\sigma^2}\right]$$

(μは平均, σは標準偏差)

【標準偏差(σ)】

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2$$

請負対象設計金額は税込です

(4) 低価格入札者と契約する場合の措置

低価格入札者と契約する場合、適切な履行を確保するため、以下の措置を追加で求める。

項目	通常の契約の場合	低価格入札者と契約する場合	備考
契約保証の額	請負代金額の10分の1以上	請負代金額の10分の3以上	
契約解除に伴う違約金	請負代金額の10分の1	請負代金額の10分の3	
契約不適合責任期間	引き渡しから2年 (設備機器本体等の場合は1年)	引き渡しから4年 (設備機器本体等の場合は2年)	
技術者の追加配置	なし	監理技術者又は主任技術者と同等程度の技術者を専任で1名配置	設計金額5,000万円以上
技術者と現場代理人の兼務制限	なし	監理技術者又は主任技術者と現場代理人の兼務禁止	設計金額5,000万円未満
施工体制等確認	なし	下請業者等への支払状況の報告義務等	
工事完成後調査	なし	工事費内訳・下請への支払・労務者確保等の実績、労務監査の受検	
施工中の労務監査	なし	施工中（進捗が概ね5割時点）の労務監査の受検義務	重点調査を受けた場合又は設計金額5億円以上の場合
前金払いの額	請負代金額の10分の4以内	請負代金額の10分の2以内	重点調査を受けた場合のみ
入札参加制限	なし	引き渡しまでの間の県発注工事等への参加を制限	重点調査を受けた場合のみ
第三者照査	なし	第三者による出来形管理及び品質管理の照査の実施義務	重点調査を受けた場合のみ

重点調査となる場合

- ① 予定価格の75%を下回る価格で入札した調査対象者
- ② 当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である調査対象者

9 ダンピング防止のための取組

(1) 労務費ダンピング調査の実施

入札時に提出する工事費内訳書を元に、労務費ダンピング調査を実施する。

ア 対象工事

競争入札に付す建設工事のうち、災害復旧事業等の工事及び軽微な工事（※）であって発注者が実施を要しないと認めた場合を除く全ての案件

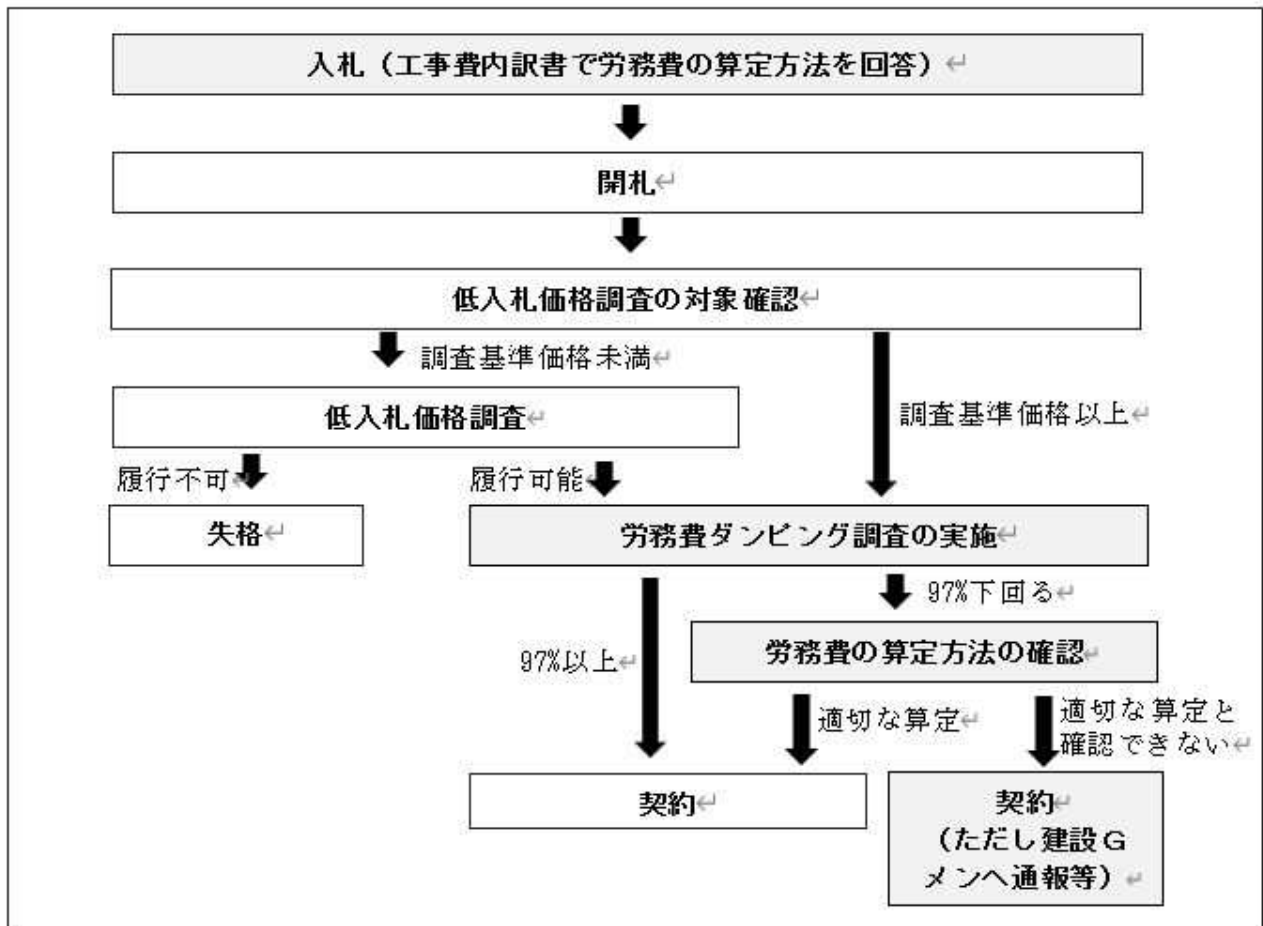
※ 請負対象設計金額 500 万円未満の工事であって積算基準によらず見積りにより設計したもの

イ 実施方法

落札候補者のうち、工事費内訳書に記載した直接工事費が官積算の直接工事費の 97%を下回る者について、労務費が適切に算定されているかを確認。

ウ 調査後の対応

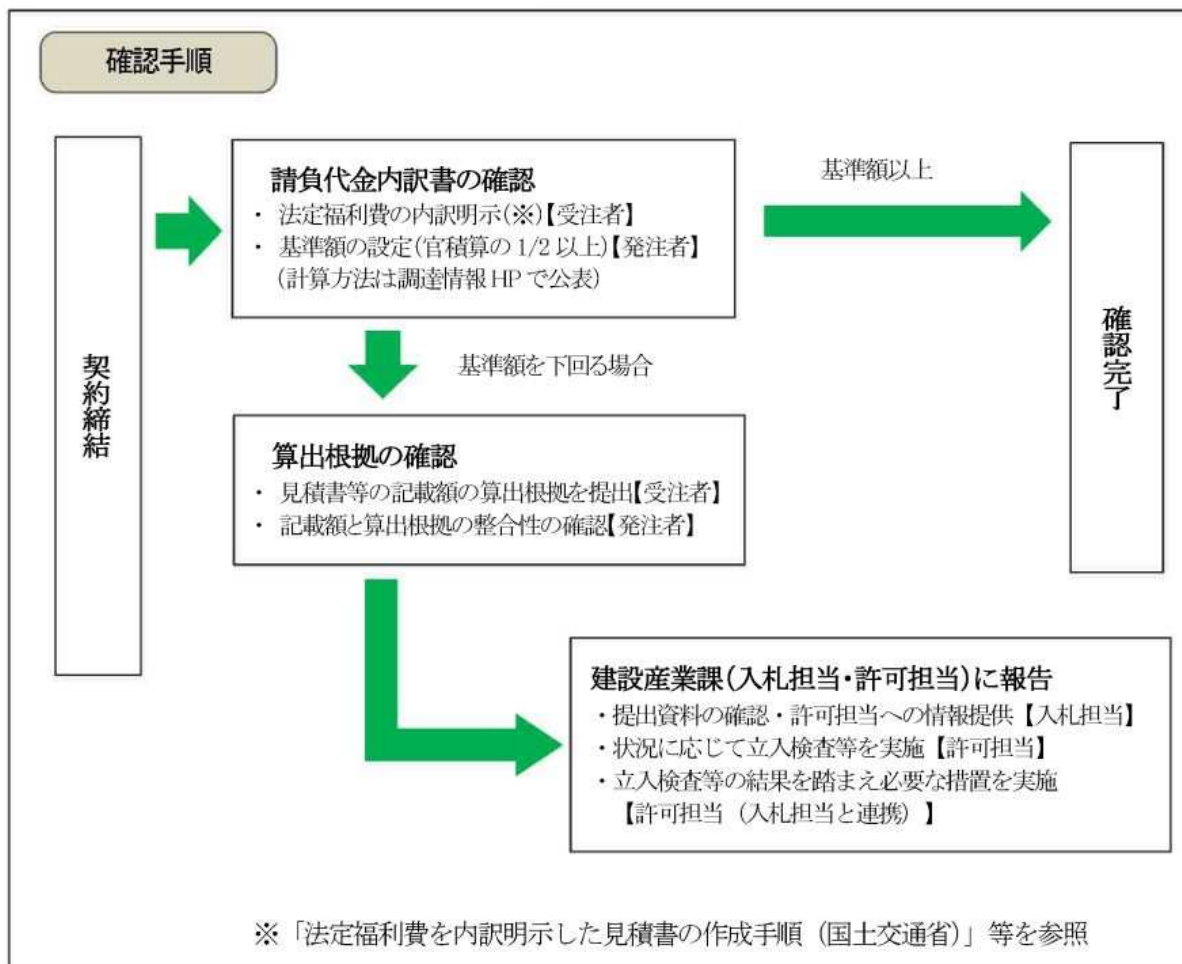
労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合、契約を締結した上で、発注者からの書面による要請及び建設Gメンへの通報を実施。また工事完成後調査の対象とする。



(2) 請負代金内訳書に記載された法定福利費の確認

契約後に提出される請負代金内訳書に記載された法定福利費及び労務費の明示を求めるとともに、法定福利費が基準額を下回る場合に算出根拠の確認等を行う。

法定福利費の確認



(3) 工事完成後調査

入札時及び契約締結時に誓約書の提出を義務付け、低価格入札者でない受注者についてもダンピング受注が疑われる場合には、低入札価格調査制度における工事完成後調査に準ずる調査を実施する。

【ダンピング受注が疑われる場合】

- ① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合
- ② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
- ③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
- ④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合
- ⑤ 労務費ダンピング調査において、労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合

10 建設工事に係る総合評価落札方式

総合評価落札方式では、価格と品質で総合的に優れたものをもって申込みをした者を落札者とする。(地方自治法施行令第167条の10の2(第167条の13により準用される場合を含む。))

(1) 対象工事及び適用基準

次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

総合評価落札方式の型式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価1型	6,000万円以上	特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含み、技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の品質確保の方法等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
技術評価2型		特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含むものの、技術的な工夫の余地が小さい工事において、一般交通等への安全対策、周辺環境への影響緩和対策等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価1型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価2型 (6000万円未満の工事にも試行的に実施)※		6,000万円未満

※ 請負対象設計金額6,000万円未満の土木工事において、「業者数が少ないことから地域要件を比較的広く設定している事務所」や「専門工事であり地域要件を比較的広く設定している工種」に限定し、試行する。

(2) 評価方法等

標準点(基礎点)と加算点を合計した点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次の式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。なお、標準点(基礎点)は100点とする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点(基礎点)} + \text{加算点}(\text{※})$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格(税抜き、単位:千円)} \times 1,000$$

※総合評価の型式により、価格以外の評価点の合計を60点~70点換算)

加算点の計算方法については、次の表のとおりである。

工事区分	加算点の計算方法
土木工事	(評価項目) <ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式の型式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。 (配点) <ul style="list-style-type: none"> 評価項目毎にその必要度、重要度に応じて定める。 (加算点の最高点数) <ul style="list-style-type: none"> 評価項目毎の得点の合計から換算する加算点の最高点数は、10~80点の範囲内とする。
営繕工事 (建築一式工事 電気設備工事・管工事等)	(評価項目)及び(配点) <ul style="list-style-type: none"> 土木工事と同様。 (加算点の最高点数) <ul style="list-style-type: none"> 各評価項目の得点の合計から換算する加算点の最高点は20~70点の範囲内とする。

(注) 全ての型式について、応札時に「自己採点表」の提出を求め、最も評価値の高い者から審査し、落札候補者を決定する。

請負対象設計金額は税込です

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正（R8.6～）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
① 実施方針					3.0
② 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③ 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	6.0～10.0	11.0～14.0	11.0～14.0	11.0～14.0	11.0～14.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去3年間の工事成績3件の平均点（過去3年間の工事成績の最高点※） ※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無（選択）	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 過去2年間のICT活用工事の施工実績（選択）	◎2.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～14.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手又は女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去6年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※） ※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者等の表彰に該当※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ 過去2年間のICT活用工事の施工経験の有無（選択）	◎3.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は<選択>	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マート、ラブリバ制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務委託の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪等業務（凍結防止剤散布を含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上で応札（選択） ※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合計	21.0～41.0	22.0～36.0	27.0～42.0	32.0～46.0	38.0～61.0
配点（換算値）	60点換算	60点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)②、③において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正（R8.6～）

	実績評価型	技術評価 2 型	技術評価 1 型
(1) 技術提案		9.0	18.0
① 性能・機能の向上に関する課題			9.0
② 社会的要請への対応に関する課題		9.0	9.0
(2) 企業の施工能力	8.0	8.0	8.0
① 過去 15 年間の同種・同規模工事の施工実績	1.0	1.0	1.0
② 過去 3 年間の工事成績 3 件の平均点	3.0	3.0	3.0
③ 過去 2 年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	1.0	1.0	1.0
⑤ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
(3) 配置予定技術者の能力	7.0～8.0	3.0～4.0	3.0～4.0
① 若手・女性技術者の配置	2.0		
② 過去 15 年間の主任（監理）技術者等の同種・同規模工事の施工経験の有無	3.0	1.0	1.0
③ 過去 2 年間の継続教育（CPD）の取組み	1.0	1.0	1.0
④ 主任（監理）技術者が過去 2 年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
⑤ 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(4) 地域の精通性	3.0～4.0	2.0～3.0	2.0～3.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
② 過去 10 年間の地域内における同種・同規模工事の施工実績	1.0	1.0	1.0
③ 広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(5) 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上の場合加点。（選択）※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
(6) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去 1 年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	19.0～24.0	23.0～28.0	32.0～37.0
配 点（換算値）	40 点換算	50 点換算	60 点換算

※各型式の評価項目は標準例であり実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO 案件の型式・評価項目等は別途決定する。

1.1 指名除外措置

一般競争入札及び指名競争入札の入札に参加し、並びに随意契約の相手方となるため、知事から入札参加資格の認定を受け、県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている建設業者が不正行為等を起こし、「建設業者等指名除外要綱」に規定する所定の要件に該当した場合には、一定期間、当該建設業者を指名せず、又は契約の相手方としない。

1.2 談合情報対応

(1) 談合情報への対応について

各部局に「公正入札調査委員会」を設置し、談合情報が寄せられた場合や、入札結果に規則性が認められる場合などの談合疑義事実が確認された場合には、当該情報に関する調査を実施するとともに、公正取引委員会・警察本部への通報など、「談合情報対応マニュアル」に基づき、厳正に対処している。

【談合情報対応マニュアルの内容】

- ・ 談合情報を得た場合の連絡（公正入札調査委員会の開催）
- ・ 報告の手順及び対応体制のあり方
- ・ 公正取引委員会及び警察本部への通報の手順
- ・ 談合の事実が確認された場合の入札手続の取扱い など

(2) 「公正入札調査委員会」における審議

当該情報の信ぴょう性等の判断及び公正取引委員会・警察本部への通報について調査審議

(3) 信ぴょう性の判断基準

- ア 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者が明らかである場合
- イ 情報提供者が匿名である場合は、対象工事名・落札予定業者が明らかであり、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合。（通報者の氏名、連絡先が明らかでも、情報提供者が匿名の場合は同様）
 - (ア) 談合に関与した業者名が明らかであること
 - (イ) 談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること
 - (ウ) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること

1.3 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度

(1) 不当な働きかけ等の範囲

不当な働きかけ等とは、働きかけ等（働きかけ及び情報提供要求）のうち、入札・契約事務の公正を害すると認められる、次に掲げる行為である。

行 為	内 容
不当な働きかけ	指名業者の選定に当たり、特定の者を指名することを依頼するなど、職員に対して、不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。
不当な情報提供要求	入札前において、指名業者の名称など、職員に対して、入札・契約に係る公表されていない情報の提供を要求する行為をいう。

(2) 外部からの働きかけ等に対する対応

職員は、外部から建設工事等の入札等に係る働きかけ等を受けた場合、原則、次のとおり対応する。

		対 応
①	告 知	記録簿を作成する旨及び働きかけ等が不当なものと判断された場合は、その内容を公表することがある旨を告知
②	記 録	働きかけ等を行った者の氏名及び内容等を記録
③	報 告	不当な働きかけ等又はその疑いのある行為について、本庁工事主管課を通じ、各部局に設置する公正入札調査委員会へ報告
④	判 断	不当な働きかけ等に該当するか公正入札調査委員会が判断
⑤	公 表	公正入札調査委員会の判断により、必要に応じ、不当な働きかけ等の内容を公表

(3) 指名除外措置

資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、本県の職員に対して不当な働きかけ等を行い、工事の請負契約の相手方として不適当であると認定をした日から1か月以上9か月以内

1.4 苦情処理手続

(1) 指名競争入札及び随意契約について

指名競争入札及び随意契約において、指名されなかった者及び契約の相手方とされなかった者からの苦情を適正に処理するため、「建設工事における入札・契約の過程に係る苦情申立てに関する要綱」を定め、次のとおり対応している。

契約締結方法の区分	申立てができる者	申立てができる事項	苦情申立期間
指名競争入札	当該入札と同一業種において知事の資格認定を受けて県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている建設業者（以下「資格者」という。）で、当該競争に参加できる者として指名されなかった者	指名されなかった理由	入札契約担当職員が指名理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内
随意契約	当該契約と同一の業種における資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった者	当該契約の相手方として選定されなかった理由	入札契約担当職員が契約の相手方を選定した理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内

(2) 指名除外措置、下請制限措置及び契約制限措置について

指名除外措置、下請制限措置及び契約制限措置について、指名除外措置、下請制限措置又は契約制限措置を受けた者からの苦情を適正に処理するため、「建設業者等指名除外要綱」、「県発注工事における下請負の制限基準」及び「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」において、苦情申立てに関する規定を整備し、次のとおり対応している。

措置の区分	申立てができる者	申立てができる事項	苦情申立期間
指名除外措置	指名除外措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内
下請制限措置	下請制限措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内
契約制限措置	契約制限措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内

1.5 再苦情処理

(1) 趣旨

県発注建設工事等に対する入札及び契約に係る透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程及び指名除外等の措置及び成績評価に係る再苦情を広島県公共工事入札監視委員会（第三者機関）が審議する。

(2) 入札及び契約の過程に係る再苦情（再説明）の対象

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札及び契約の過程に関する入札参加資格がないとされた理由などの苦情等の処理を発注機関で行った後に、これらの説明等に不服がある場合に再苦情（再説明）申立てを行ったもの。